

受動喫煙防止対策に関する要望書

東京都においては、受動喫煙防止対策について、平成29年9月8日に公表した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」に記載されている内容で、条例化に向けた検討が進められています。こうした中で、対象となる事業者からは、どのような議論を経てこの内容になったのかという疑問の声や、今後どうなるか分からないので大変不安であるとの声が挙がっています。

受動喫煙を防止する対策を講じることは非常に大切だと考えます。例えば、喫煙環境を客に知らせるステッカーを店頭に掲示することで、事業者は飲食店内の喫煙環境を選択でき、一方、客も喫煙環境を来店前に知ること、望まない受動喫煙を未然に防ぐことができます。事業者に店頭表示を徹底することは今すぐにでもできる対策であり、多くの方の共感が得られる施策と言えます。

今のまま飲食施設の喫煙環境を一律に厳しく制限する条例が制定されると、喫煙する多くの客に見放される飲食施設も出てきます。売上が減少し、経営が難しくなると廃業せざるを得なくなります。このような状況に陥らないためにも、文京区議会は、東京都に対し、受動喫煙防止条例（案）について、国の動向を踏まえて慎重に検討を行うことを求めます。

平成30年3月12日

文京区議会議長 名取 顕一

東京都知事 小池 百合子 様